

# 公益財団法人誠之舎公印規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人誠之舎における公印の保管及び使用その他必要な事項について定めるものとする。

(公印の名称とひな形等)

第2条 公印の名称、番号、書体、形状寸法、用途は別表第1の通りとし、そのひな形は別表第2の通りとする。

(公印の看守の責任)

第3条 公印の看守については、常務理事がその責めに任じる。

- 2 公印は慎重に取り扱い、盗難、不正使用が無いように常に堅固な容器に納めて慎重に看守しなければならない。

(公印の事故報告等)

第4条 公印看守者は公印の盗難、紛失、偽造変造等の事故があったときは、速やかに書面により理事長に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月10日から改正施行する。

別表1 (第2条関係)

名称	番号	書体	形状寸法	用途
財団法人誠之舎理事長印	1	篆書	方 18ミリ	登録実印
公益財団法人誠之舎理事長印	2	篆書	方 20ミリ	一般公文書
公益財団法人誠之舎名誉理事長印	3	篆書	方 20ミリ	敬意の文書

別表2 (第2条関係)

番号1の印章



番号2の印章



番号3の印章

